

宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について

所轄庁である文部科学大臣は、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「本件宗教法人」という。）について、解散命令請求を行うこととしました。

解散命令請求を行う判断に至った経緯や理由は、以下のとおりです。

（解散命令請求に至った経緯）

解散命令事由は、宗教法人法（以下「法」という。）に厳格に定められており、この事由に該当するかの判断に当たっては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠となります。

そのため、文化庁では、昨年11月以降、法78条の2の規定に基づき、本件宗教法人に対して、7回にわたり報告徴収・質問権を行使したほか、全国霊感商法対策弁護士連絡会（「全国弁連」）や被害者の方々からの情報収集等の対応を丁寧に進めてまいりました。

例えば、被害者等からの情報収集では、170人を超える全国の被害者等の方々から、本件宗教法人と関わりを持った経緯や被害状況等を伺うなどしてきましたが、長期間にわたり被害を受けて傷ついた結果、ご自身の気持ちの整理に時間を要するなど、様々なご事情を抱えておられる方が多く、文化庁としては、個々の心情に最大限、配慮しながら対応を行うこととなりました。

これらの報告徴収により得た資料、170人を超える被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法81条1項1号及び2号前段の解散命令事由に該当するものと判断しました。

その上で、憲法上の権利である信教の自由の保障の観点から、請求の判断に慎重を期するため、これまでの報告徴収・質問権行使に当たり諮問してきた宗教法人審議会に、宗教法人法の規定及びその趣旨の下、本件宗教法人に解散命令請求を行うことについて意見を聞いた結果、相当であるとの意見であり、所轄庁である文部科学大臣として解散命令請求を行うこととしました。

（解散命令請求の対象事実）

解散命令請求の対象事実は、本件宗教法人が、遅くとも昭和55年頃から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穏を害する行為をしたというものです（以下「本件対象行為」という。）。

本件対象行為が認められると判断した理由は、次のとおりです。

- まず、本件宗教法人の損害賠償責任を認めた判決32件（以下「本件各判決」という。）があることです。

本件各判決は、169人という多数の被害者について、本件宗教法人の信者が、遅くとも

昭和５５年頃以降、多数回にわたり、多数の者に対して行った献金勧誘行為、物品販売行為又は伝道活動が違法であると認定しています。また、全国各地に散在する様々な場所における事案であるにもかかわらず、不法行為を基礎づける根拠として、以下の①～③の手法（のいずれか）を共通して認定しています。

- ① 本件宗教法人の教義であることを明らかにしないまま、伝道活動及びそれに引き続く教化・教育を行った（未証し勧誘）
- ② 先祖の因縁により、自身はもとより、家族、子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずるなどと告げて不安をあおった（因縁トーク）
- ③ 不相当に高額な献金をさせた

このような全国広範囲の多数の事案における不法行為の類似性・共通性は、本件各判決の事案以外にも、同様の手法により、多数の献金等の財産獲得行為が反復、継続して多数回行われていたことを強く推認させます。

- また、本件各判決の事案以外にも、献金等について本件宗教法人に対して損害賠償を求める民事訴訟が提起されて訴訟上の和解に至った方々が419人、本件宗教法人に通知書を発出して献金等の返還等を求め、代理人による交渉の結果、示談が成立した方々が971人おられます。

このような膨大な和解や示談の存在から、本件宗教法人が、寄付等の一般的呼び掛けや受動的な金銭の受領にとどまらず、本件宗教法人の財産獲得のために、個々の人々に対して相当積極的な働きかけをしていると認められます。

- さらに、本件宗教法人においては、その勧誘、物品販売あるいは献金獲得等に関するマニュアル等が作成されています。これらのマニュアル等には、正体を隠して指導教育的な働きかけをすること、自身や家族の不幸や不遇に乗じてその不安をあおること、本人の経済状態に照らして不相当に高額な寄付をさせることなどが記載されており、本件各判決で認定された不法行為の特性（上記①～③）を裏付ける証拠が多数存在していることも確認されました。

加えて、被害を訴える方々も上記①～③の手法を経験したと述べており、その中には、本件宗教法人の信者となった後、自らも同様の手法で勧誘、物品販売あるいは献金獲得等を行う活動に従事したと述べる方もおられました。

- 以上から、本件対象行為が認められると判断しました。

(被害の規模)

文化庁で把握した限り、本件宗教法人について、以下のような事実関係を把握しました。これらの数値からすると、本件対象行為による被害の規模は、相当甚大であると考えられます。

- 本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容する民事判決
人数 ； 32件、169人

認容金額等の合計 : 約 22 億円 (一人当たり約 1, 320 万円)

※ 控訴審において訴訟上の和解をしたものを含む。

○ 全体 (訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む)

人数 : 約 1, 550 人

解決金等の総額 : 約 204 億円 (一人当たり約 1, 310 万円)

○ 献金のための過度な経済的負担に関する例

- ・ 家族や会社等に無断で、その資産を献金等に費消した。
- ・ 退職金や失業手当を献金等に費消した。
- ・ 献金等により生活に困窮した結果、借金や家財道具の質入れを余儀なくされた。

○ 被害者本人の精神的苦痛に関する例

- ・ 先祖の因縁により、家族や子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずると告げられて不安をあおられ、繰り返し、献金等の名目で多額の金銭を拠出した。
- ・ 繰り返し、重ねて働きかけを受けたことで、常に金策に追われ、終わりの見えない、不安な毎日を強いられた。

○ 被害者の親族等への影響に関する例

- ・ 将来の生活の資金を失った。
- ・ 資産状態の悪化に伴い、家族間の信頼関係が失われた。
- ・ 両親の献金等により貧困に苦しみ、大学への進学を断念した。

(「法令に違反」について)

○ 本件宗教法人は、東京高裁平成 7 年 2 月 19 日決定 (以下「東京高裁平成 7 年決定」という。)を根拠として、法 81 条 1 項 1 号所定の「法令に違反」について、民法は含まないと主張しています。

しかし、東京高裁平成 7 年決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化する」場合があり、そのような事態を防止するために法 81 条の解散命令制度を設けたと述べており、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いています。

東京高裁平成 7 年決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示は、同決定の解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったことから、当該事案に対する判断として記載されたものであり、同決定が、民法を含まないとする根拠とはなりません。

○ これに対し、宗教法人法を所管する文部科学大臣としては、主に、以下の理由から、法 81 条 1 項 1 号所定の「法令に違反」する行為に民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれると理解しています。

- ① 宗教法人の公益法人としての法人格は民法を根拠としており、公益に資する存

在であることを理由に法人格を付与されている存在である。したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象から排除すべき理由はない。むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人の存在が認められることは、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反しており、不適切あるいは不必要である。

② 法８１条１項１号所定の「法令に違反」の「法令」には、文理上、何ら制限はない。

③ 法の立法過程（昭和２６年３月２４日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。

○ そして、本件対象行為は、民法上の不法行為に該当しており、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、法８１条１項１号の解散命令事由に該当すると認めました。

（「目的を著しく逸脱した」について）

○ 本件対象行為は、法８１条１項１号だけでなく、法８１条１項２号前段の解散命令事由にも該当すると認めました。

前記のとおり、宗教法人は、民法上、公益法人とされています。公益法人は、会社等の営利法人とは対置される存在です。宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているからです。そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、宗教法人が公益法人として法人格を付与される根拠となっています。

そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法８１条１項２号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえます。

○ 本件対象行為は、以下のような点において、法人の財産的利得を目的として、献金等の獲得が優先され、信者やその親族が犠牲になることに配慮なく、多数の者を不安や困惑に陥れるなどして、その犠牲を余儀なくさせるようなものと認められました。

① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいえるべき自主性・自発性を尊重されていないこと

② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利得を優先した方法であること

③ 信者に対し、信者の良心等よりも本件宗教法人の利益を図ることを優先し、その命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導がみられ、良心よりも本件宗教法人の利益を優先することとなった結果、多数の信者が本件対象行為を実践したと考えられること

④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること

⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や

相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと

- ⑥ 信者本人の子どもにも深刻な影響（本件宗教法人の信者が本件宗教法人に多額の献金をしたことにより家族関係が破綻、経済的に困窮した結果、貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど）を与えたこと

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当すると認めました。

- 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されているにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせており、法81条1項2号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めました。

（本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること）

- 本件宗教法人は、本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容した民事裁判において、教団の代表役員や教団幹部・役職員が本件対象行為を指示・命令したと認定されたものがないことを理由に、本件対象行為について、「宗教法人について」の行為とは評価できないと主張しています。

しかし、解散命令は、公益活動のために付与された宗教法人の法人格を維持させることが不適切な場合、その法人格を消滅させるための制度です。宗教法人では信者が様々な活動をしているのに、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしまいます。

ですから、「宗教法人について」「行為をしたこと」に該当する場合とは、直接の行為者と当該宗教法人の関係、当該行為者の立場、行為の目的、行為の経緯や態様、行為の効果の帰属やその結果などの事実関係を踏まえ、社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる場合をさすべきです。

- 本件宗教法人については、主に、以下の理由から、本件対象行為が、「本件宗教法人について」解散命令の要件に該当する事由があると判断しました。

- ① 本件対象行為は、本件宗教法人の信者によって、本件宗教法人の教義と関連付けて行われていること
- ② 本件対象行為の目的は、本件宗教法人に財産を得させることにあって、現に、本件対象行為により、本件宗教法人は、献金等を受け、財産を取得していたこと
- ③ 献金に関し、本件宗教法人の本部から各教会へ指示等が出され、各教会が献金獲得や物品販売に関与していたこと
- ④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと
- ⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法 8 1 条 1 項 1 号及び 2 号前段に該当する事由があると認めました。

(結論)

- 本件は、本件宗教法人の信者が、長期間にわたり、献金獲得や物品販売等に伴い、多数の人に対して財産的損害を与えたばかりでなく、その方々の家族を含めて、それらの方々に看過できない重大な悪影響を与え、甚大な被害を及ぼして全国的な社会問題として扱われるまでに至ったというものです。本件宗教法人の法人格は、不法行為ないし目的逸脱行為による財産獲得の受け皿として機能したものであって、このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白です。

これらのことから、本件宗教法人に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとしました。

以 上